

資料3

空き家相談体制について

空き家相談体制の現状

- 空き家の所有者等及び周辺住民からの空き家に関する相談
⇒相談窓口 住宅政策課
- 専門的な相談内容
⇒住宅政策課より専門団体へ引継・連携
⇒専門団体との協定等は未締結

空き家相談体制の整備

- ・不動産業界団体との
「空き家に関する相談協定」の締結
- ・協定の締結を検討している団体

「大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部」

2

協定の目的・主な内容

〔目的〕

市と不動産業界団体が連携・協力し、空き家の有効活用等の相談業務を進め、空き家に関する様々な問題を解消する。

〔主な内容〕

【市】宅建協会への情報提供

【市】個別相談会を開催・職員の立ち会い

【宅建協会】相談員が不動産に関する相談に対応

【宅建協会】個別相談会へ相談員を派遣

3

協定の締結により期待できる効果・具体例

- 空き家に関する専門的な相談へのスムーズな対応
 - (1)空家等・空き地の状態から活用方法等の提案
 - (2)賃貸、売買、適正管理等の取引動向
 - (3)リフォーム、増改築、解体等の取引動向
 - (4)専門業者の紹介
 - (5)その他相談内容に関する事項
- 定期的な「空き家個別相談会」の開催
市民相談とは差別化
- 各種セミナーでの空き家個別相談ブースの充実